

# 新グローバル・アジェンダにおける 「社会的連帯」と東アジアにおけるコロナ禍： 日本の場合

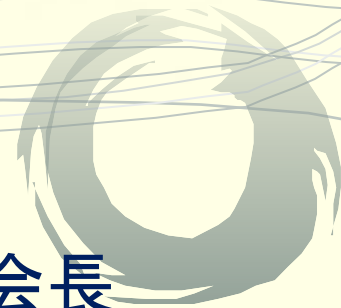
ーソーシャルワーク教育に何ができるのかー

和気 純子

東京都立大学

日本ソーシャルワーク教育学校連盟副会長

国際ソーシャルワーク学校連盟日本代表理事



# 日本におけるソーシャルワークの背景

- 欧米のソーシャルワークを日本固有の文化や制度に統合
- 経済発展と行動な科学技術を達成
- 人口学的変化: 急激な少子高齢化
- 増大する社会的孤立と不平等
- 頻発する災害や環境破壊

## ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開（2016）

日本におけるソーシャルワークは、独自の文化や制度に欧米から学んだソーシャルワークを融合させて発展している。現在の日本の社会は、高度な科学技術を有し、めざましい経済発展を遂げた一方で、世界に先駆けて少子高齢社会を経験し、個人・家族から政治・経済にいたる多様な課題に向き合っている。また日本に暮らす人々は、伝統的に自然環境との調和を志向してきたが、多発する自然災害や環境破壊へのさらなる対応が求められている。

これらに鑑み、日本におけるソーシャルワークは以下の取り組みを重要視する。

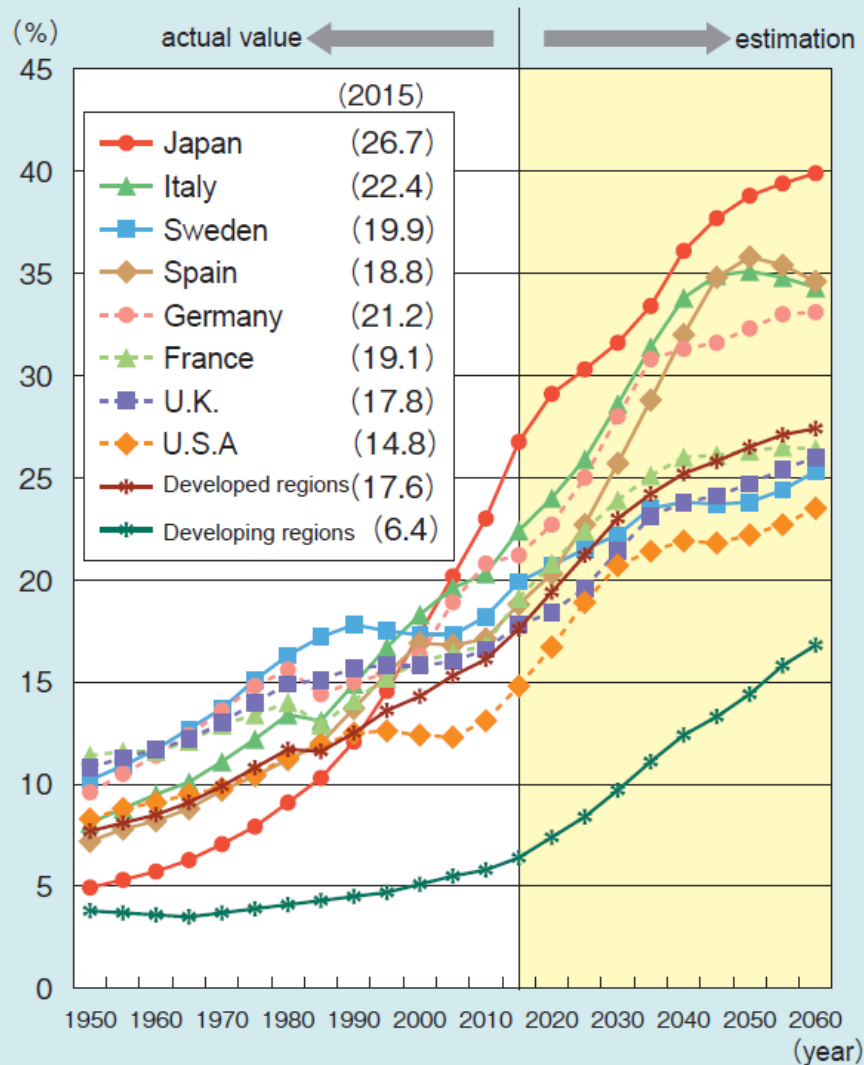
- ソーシャルワークは、人々と環境とその相互作用する接点に働きかけ、日本に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、ウェルビーイングを増進する。
- ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和を希求する。
- ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。
- ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ目なく利用できるシステムを構築する。

「日本における展開」は「グローバル定義」及び「アジア太平洋地域における展開」を継承し、とくに日本において強調すべき点をまとめたものである。

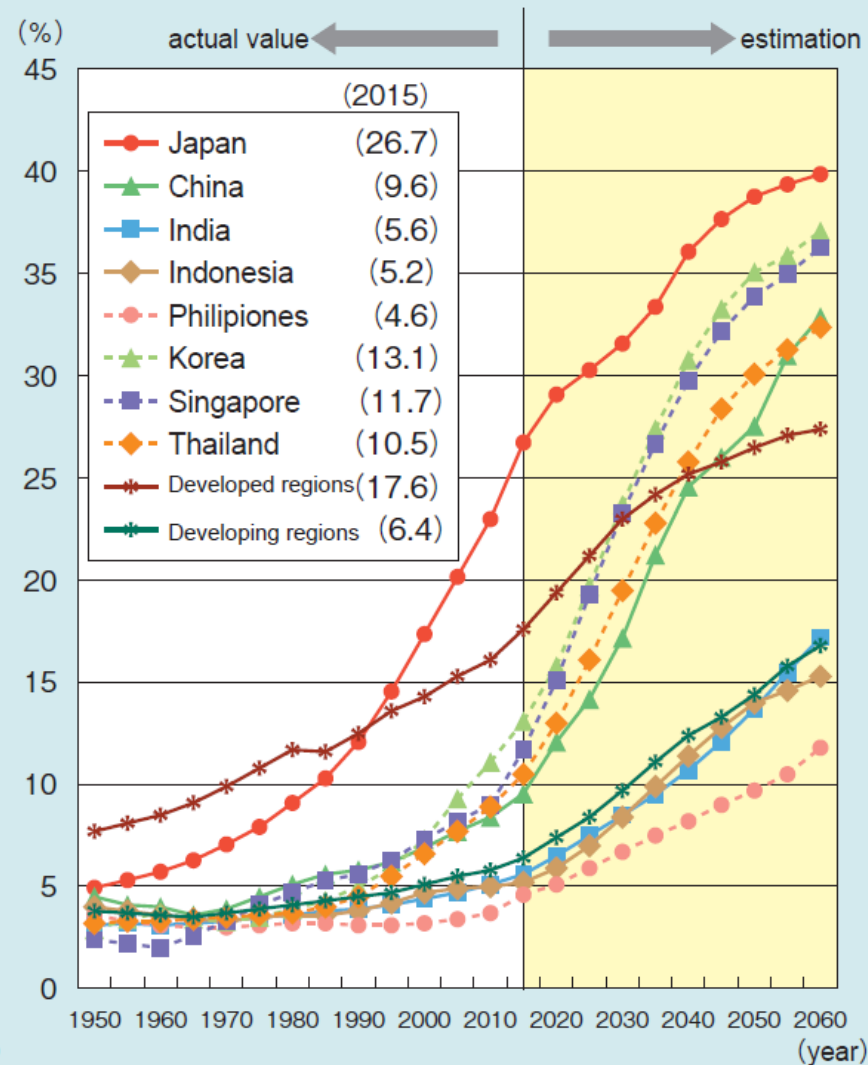


# 人口学的変化:高齡化の動向

## 1. Europe and America



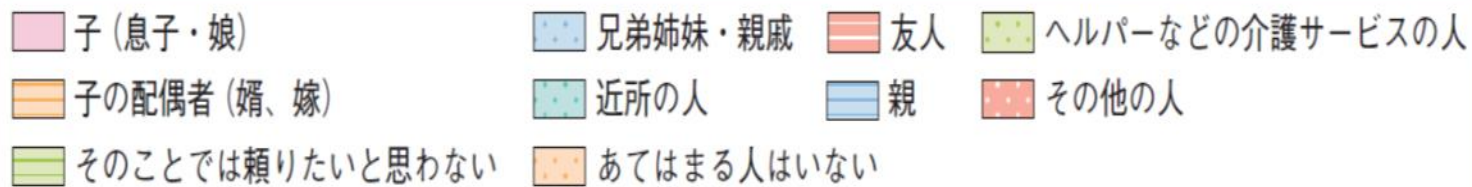
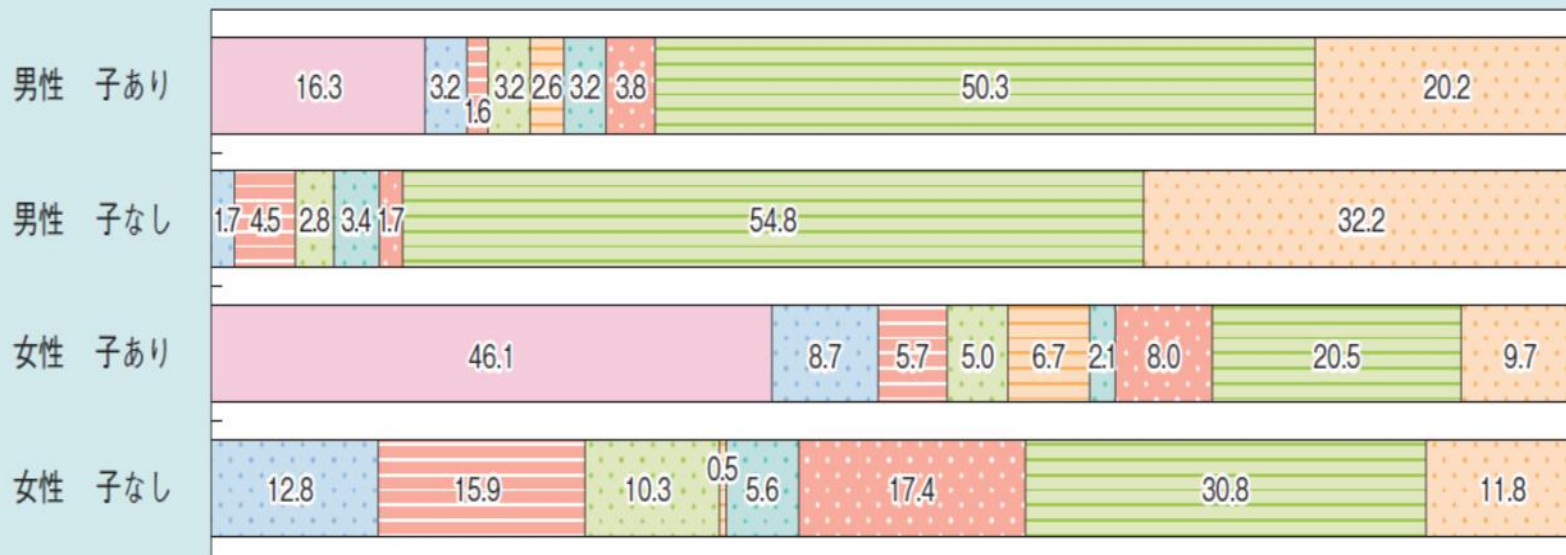
## 2. Asia



Source: UN World Population Prospects: The 2015 Revision.

Annual White Paper on Aging Society, Cabinet Office of Japan, 2018, p.8.

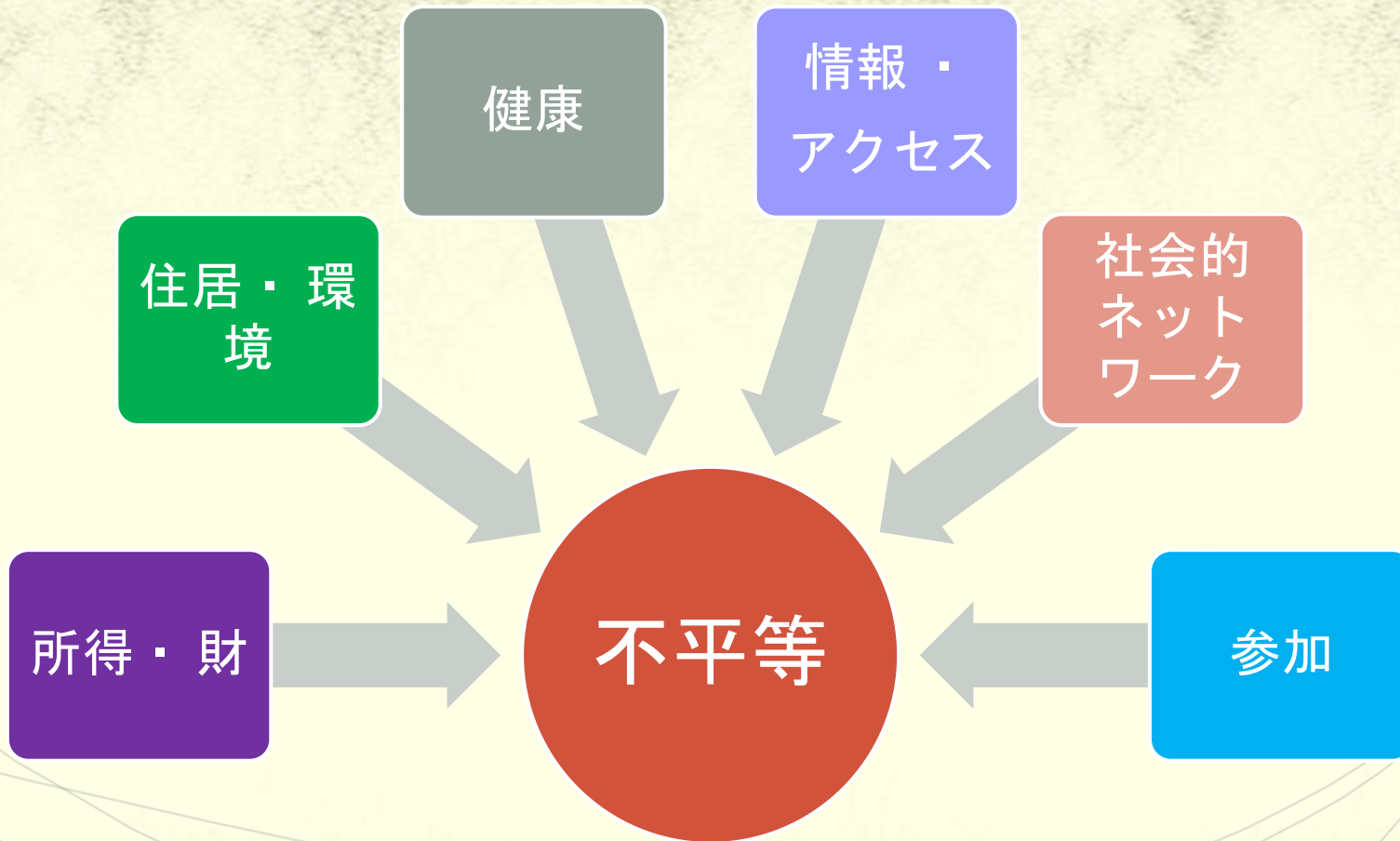
# 社会的孤立①～一人暮らし高齢者の意識～ 「ちょっとした用事を頼める人はいいますか」



資料：内閣府「一人暮らし高齢者の意識に関する調査」(平成26年度)

(注) 対象は65歳以上の一人暮らしの男女

# 拡大する社会的な不平等： 連鎖する不利要因





# 社会的連帯は日本でどのように定義されているか？

- 「社会的連帯」は、社会政策および社会保障の文脈で使用されることが多く、社会福祉やソーシャルワークの領域では、「社会的つながり」という用語の方がよく用いられる
- 「社会的連帯」は、2000年の公的介護保険制度が導入される際、政府による政策理念の一つとして提唱された
  - 1) 家族介護から社会的介護へ
  - 2) ケアの民営化(準市場)
  - 3) 社会的連帯
  - 4) 在宅ケアの推進
  - 5) 利用者本位

「社会的連帯」は、リスクが普遍的（例えば高齢）で、相互性が見えやすく、保証される場合に実現しやすい

# 提言：社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—』(2018)

- 日本学術会議・社会学委員会・社会福祉学分会による提言
- 既存の高齢、障害、児童など属性に基づいて縦割りで体系化されている既存の社会福祉法制度やサービス提供体制の否定的な影響を指摘し、社会的孤立や制度の狭間に置かれた人を「丸ごと」支援することへの転換を求める



# 提言の概要 (2018)

## (1) 短期的課題

### ① 包括的な相談支援体制の構築のために

ア 全国の自治体にコミュニティ・ソーシャルワーカーを配置すること（中期的には日常生活圏域に1人、全国で1万人を目標とする）。

イ 市町村社会福祉行政の縦割りの弊害を解消するための第一歩として、情報共有や機関連携を推進するための組織再編を行うこと。

ウ 縦割りで予算化されている事業予算を市町村が柔軟に再編成できるようにして、社会的つながりが弱い人の新たなニーズに対応できるようにすること。

エ コミュニティ・ソーシャルワーカーとしての専門性の向上を図るための養成教育および現任者研修プログラムの検討を行うこと。

### ② 社会的つながりを再構築するために

ア 地域住民への生涯教育として福祉教育を推進し、社会的つながりが弱い人が置かれている状況を理解し、そうした困難への気づきを促すこと。

イ 市町村において、住民参加、専門職参加、自治体職員参加による分野横断的な地域福祉計画の策定を義務化すること。

## (2) 中期的課題

### ① 包括的な相談支援体制の構築のために

ア 各行政機関や公共サービス事業者が有する生活困難リスクに関する情報を市町村において集約化する体制を構築すること。

イ 既存の市町村社会福祉行政や保健所等の一部の機能を再編成し、専門的緊急支援が可能な体制（「福祉署」（仮称））を創設すること。

### ② 社会的つながりを再構築するために

ア 社会的つながりが弱い人が、適切な受援力を高めるための学校教育プログラムの開発や、市民への社会教育や広報を行うこと。

イ 差別を受けやすい人の社会参加を促進するために「合理的配慮」の対象を障害者に限らず拡大すること。

ウ 属性ごとの社会福祉法体系からニーズベースの社会福祉法体系へ転換すること。

# 日本における社会的連帯を阻害する要因は何か？

- 人口の高齢化、都市化、家族の居住形態や価値規範の変化によりもたらされる個人主義や社会的孤立
- 離婚、長期失業、不安定雇用などの社会的リスクの増大
- 社会的不平等、格差の拡大
- グローバリゼーションと外国人労働者の増大
- 新型コロナウイルスの拡大を防止するために提唱されている、ソーシャル・ディスタンスが求められる「新しい生活様式」

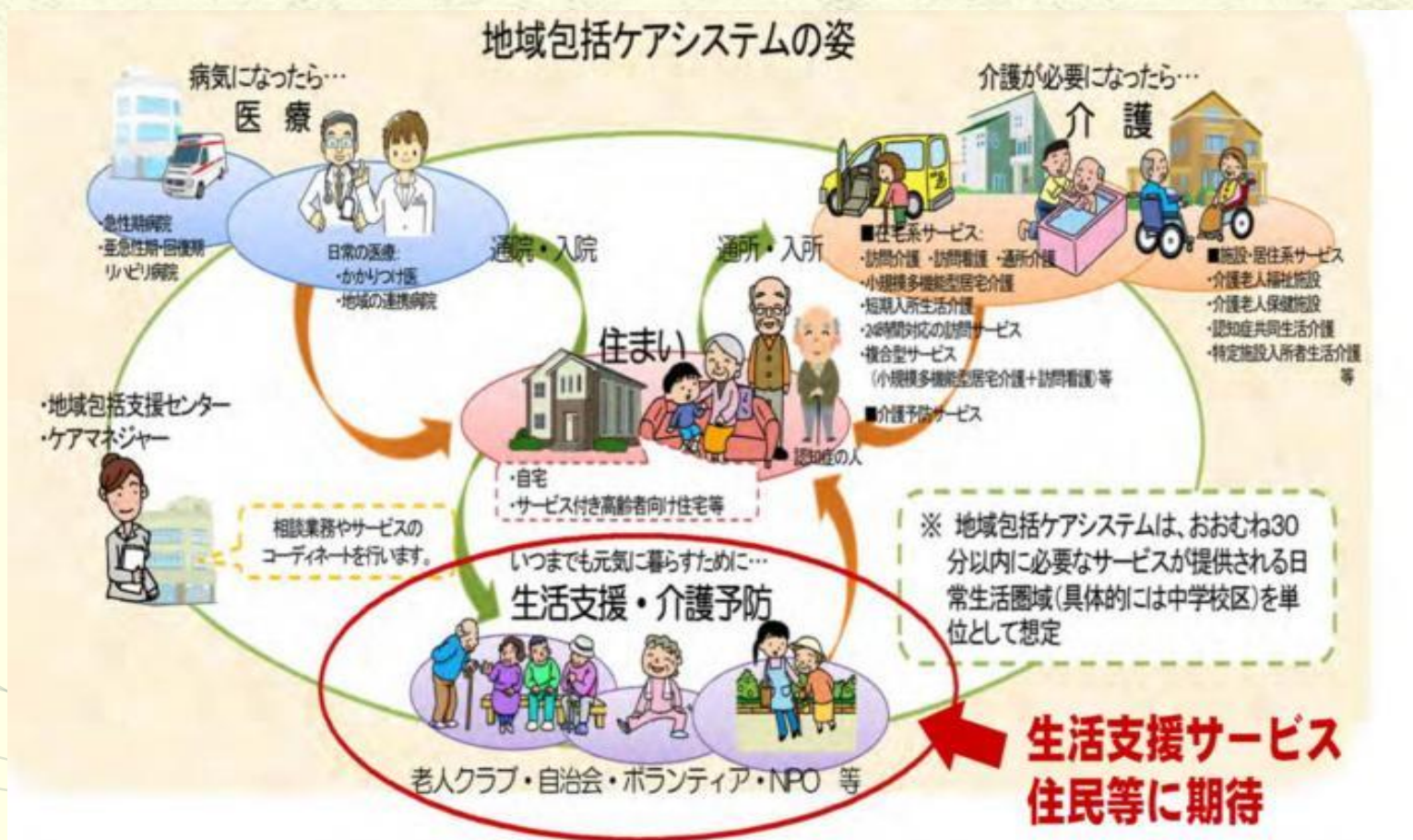
# 新型コロナウイルスがもたらす否定的な影響

- 倒産や失業（特に中小、女性や非正規雇用者等）
- 家庭内暴力や虐待の増加
- 社会的活動やケアサービスの自粛による心身機能の低下
- 社会的孤立や生活不安の増大
- 特に女性や児童における自殺の増加
- 感染者やその家族、さらに保健医療関係者への差別や偏見
- エッセンシャルワーカー、特に社会福祉施設のケアワーカーやスタッフに対する不十分な防護具や感染防止教育
- 家族による介護負担の増大

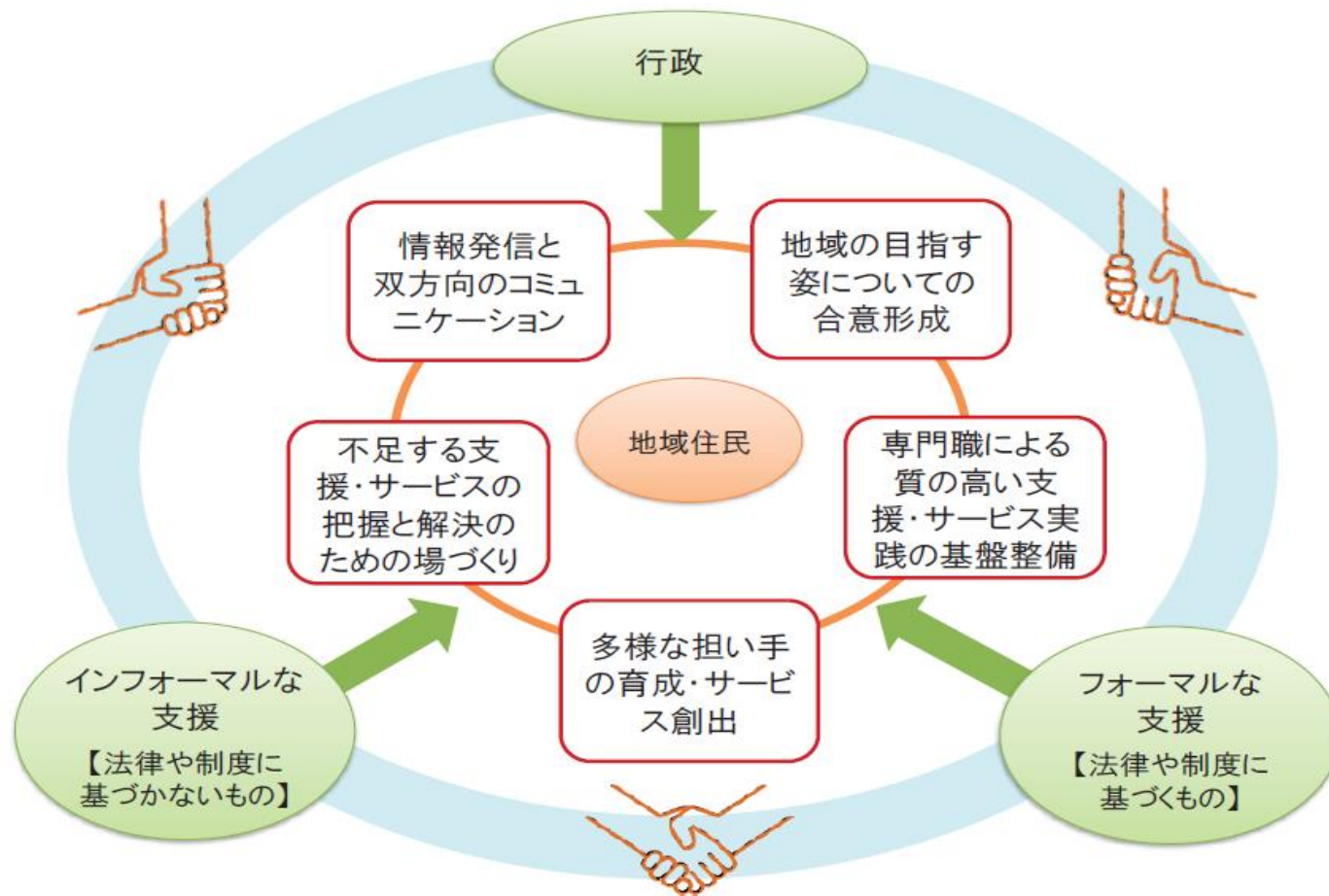


# 社会的連帯を実現するソーシャルワーカー教育者の役割とは

市民を含め多様なサービス提供者やシステムをコーディネート・開発することにより、地域包括ケアシステムおよび地域共生社会を構築する



# 地域包括ケアシステム構築の要件





# 社会福祉法の改正(2020)

- 地域共生社会の構築にむけて、包括的な相談システムの構築
- 地方自治体において、対象分野超えた重層的な相談支援の整備に使用できる包括的な交付金の提供

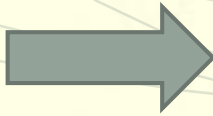
## < 3つの特性 >

- 1) 断らない支援
- 2) 社会的つながりや参加の支援
- 3) 地域づくりにむけた支援



# 新型コロナウイルスの感染拡大に対応する各種支援(一部)

- 雇用調整助成金
- 休業支援金・給付金
- 持続化給付金
- 一人親世帯への臨時特別給付金
- 緊急小口資金・総合支援資金
- 住宅確保給付金
- 高等教育の就学支援新制度



申請手続き等が煩雑なことから、十分に活用されていない、支援規模が不十分な可能性あり

# 求められる追加的・積極的なソーシャルワークの対応

- 差別の解消と人権擁護
- 社会的孤立や機能低下をICTや新たな技術（オンラインやSNSを含む）による代替的な方法で予防
- 情報弱者等に対するアウトリーチ
- 複合的な課題を抱える世帯への包括的支援
- 特に弱い立場におかれた人々へのアドボカシーとネットワークング
- 社会における社会福祉／人権教育の普及・啓発による社会的連帯の促進・実現

# 子ども・若者育成支援大綱の改正への提言

1. 新型コロナウイルス・パンデミックによる孤独／孤立への対応強化
2. 自殺を最重要課題であると捉える
3. 家族をケアするヤングケアラーへの支援を強化
4. デジタル化の普及・拡大とのバランスを図りながら、現実体験を豊かにする
5. SNSによる誹謗中傷対策を明記

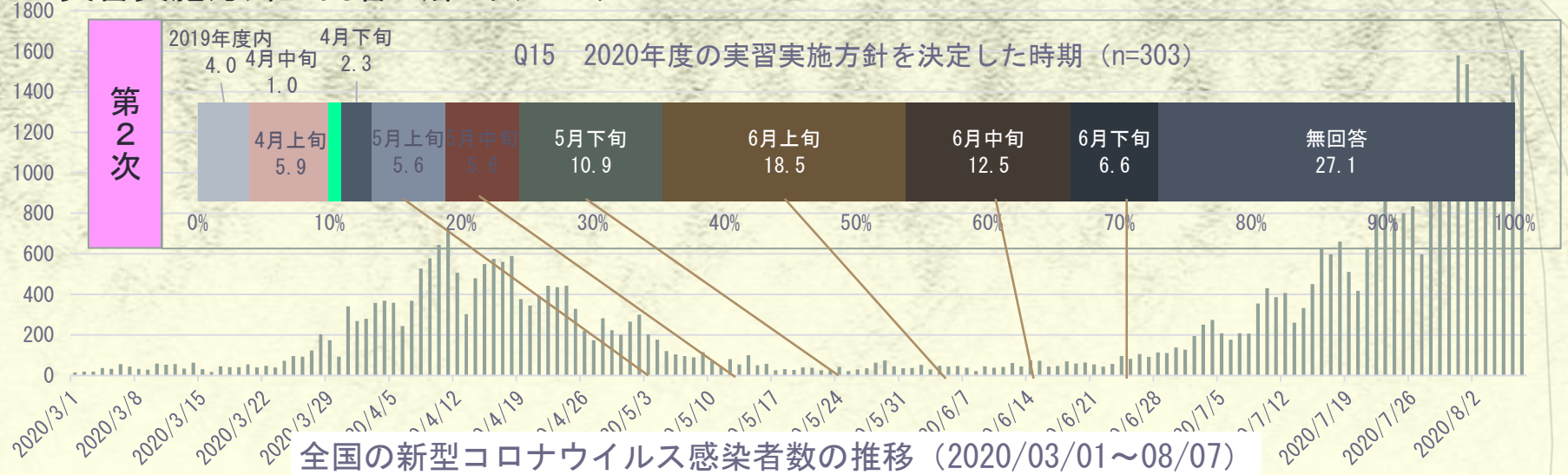
★ 首相が孤独担当大臣を任命し、孤独問題対策室を設置(2021年、2月)。初回連絡調整会議(同、3月にて、ソーシャルメディアの活用、実態把握、NPO等の団体の連携支援等で合意。



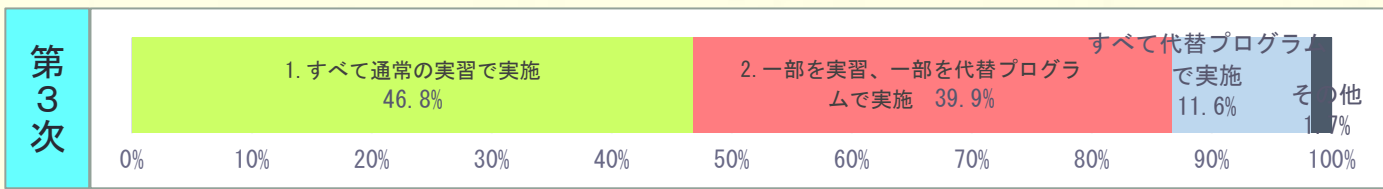
# 社会福祉士・精神保健福祉士の教育カリキュラムの改正 (2021)

- ミクローメゾマクロ・ソーシャルワークのさらなる統合の明確化により、包括的、重層的な支援体制の構築による地域共生社会構築を図る
- 包括的な支援が展開できるよう、幅広い知識が修得できるよう、選択科目を必修化
- 社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目と専門科目を整理することにより、両者の位置づけを明確化
- 実習時間を増やし、少なくとも2か所以上での実習を行うことにより、学生が異なる機関やシステム間の連携や調整能力を養い、広い視野をもてるようにする

### ■ 実習実施方針の内容（第2次のみ）

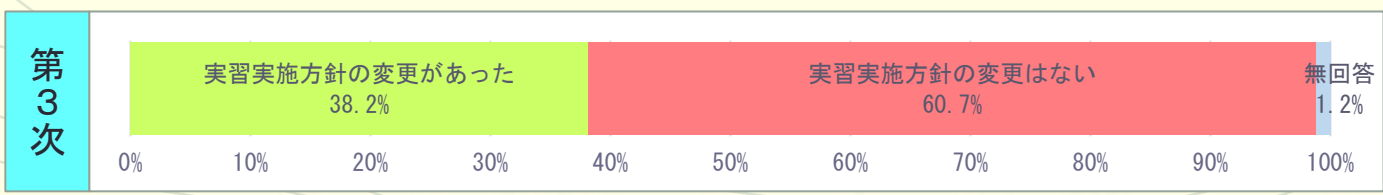


### ■ Q11：現時点の、課程の2020年度の実習科目の実施方針（予定を含む）



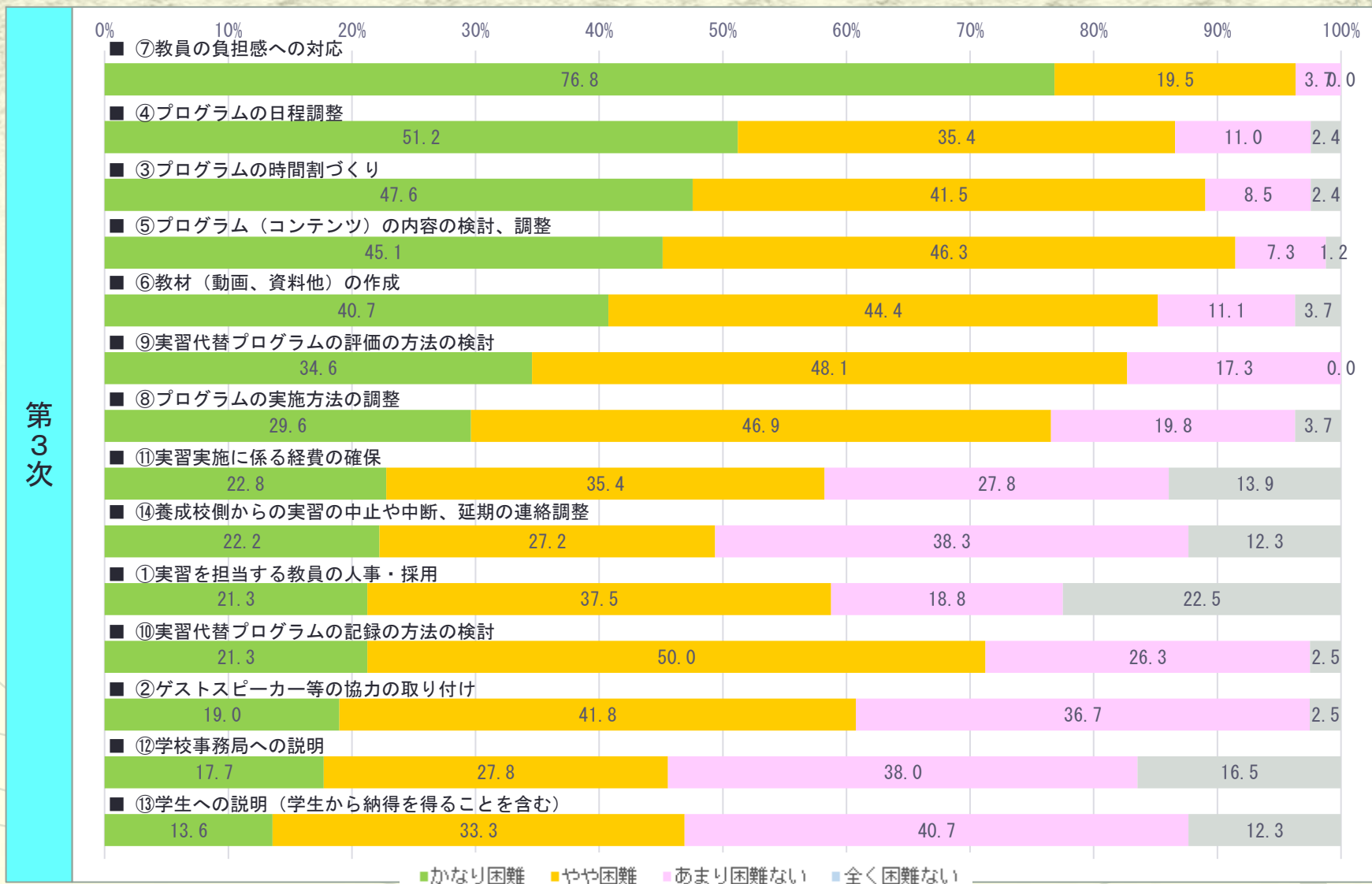
	度数	%
すべて通常の実習で実施	81	46.8%
一部を実習、一部を代替プログラムで実施	69	39.9%
すべて代替プログラムで実施	20	11.6%
その他	3	1.7%
合計	173	100.0%

### ■ Q13：7月以後、それ以前の実習実施方針から変更があったか[上のQのその他以外の回答者]



	度数	%
変更があった	66	38.2%
変更はない	105	60.7%
無回答	2	1.2%
合計	173	100.0%

■Q17：実習代替プログラムの実施準備や作成の際の困難点 [代替プログラムを実施する学校のみ]



第3次



# パンデミックにおいてソーシャルワーク教育者は いかに社会的連帯を教え、実現するのか？

- 学問的にも個人的にも、ソーシャルワークにおける社会的連帯の意味と必要性について探求する。
- 危機的状况における不安を共有し、社会的連帯によって、個人的、専門職としてどう対処するか学ぶ機会を提供する。
- ソーシャルワーク実践と教育の双方で、様々なデジタル・ツールを利用し、評価する
- 危機とリスクマネジメントの介入方法を学ぶ。
- パンデミックにおける脆弱な人々のニーズを分析し、必要なソーシャルワークの対応を考える。
- 地域における福祉（人権）教育を行う。
- 利用者、家族、ソーシャルワーカー、ケアワーカーに対して、適切な感染予防教育を提供する。
- ローカルとグローバルな影響要因の相互関係を分析し、グローバル・ソーシャルワークの必要性を強調する。